

平成 21 年 10 月 13 日

北海道大学職員各位

総 長 佐 伯 浩

平成 21 年度の本学職員の給与改定について（お知らせ）

既にご承知のことと思いますが、去る 8 月 11 日、人事院は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした国内景気の急速な悪化に伴う民間賃金の引き下げという厳しい状況下を踏まえ、国家公務員の給与について、別紙のとおり俸給の引き下げなどの勧告を行いました。

これを受け政府は、8 月 25 日開催の給与関係閣僚会議において、人事院勧告どおり実施することを決定するとともに、その後、人事院勧告の取扱いに関する閣議決定がなされたところであります。

その際、閣議決定による『公務員の給与改定に関する取扱いについて』の中で、「独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請」がなされております。

固より、国立大学法人の職員の給与の支給基準については、国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法の規定により、「法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定められなければならない」とされており、本学においても、その趣旨に沿って、取り扱ってきているところであります。

以上から、本学職員の給与の支給に当たっては、国と同様の措置を講ずることが必要と判断し、国において人事院勧告どおり所要の法改正が行われた場合には、本学においても、同様の措置を講ずる方向で取り進めております。

各位におかれましては、現下の厳しい社会状況の中、公的な財源によって運営されている国立大学法人の職員として、本措置についてご理解とご協力をお願いいたします。

平成21年度 人事院勧告の概要（平成21年8月11日勧告）

（1）俸給月額の下げ

① 行政職俸給表（一）

- ・改定率 平均 Δ 0.2%

〔 若年層（1級～3級の一部） → 見送り
管理職層（7級以上） → 0.3%以上の下げ 〕

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表（一）との均衡を基本に下げ（医療職俸給表（一）を除く）

※給与構造改革の俸給水準下げに伴う経過措置額の算定基礎についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に調整率を踏まえた率を乗じて得た額に下げ

（2）自宅に係る住居手当を廃止

- ・新築・購入後5年に限り支給されている月額2,500円を廃止

（3）期末手当・勤勉手当の下げ

- ・一般職員 年間支給月数 Δ 0.35月分（4.50月分 → 4.15月分）

〔 平成21年6月期における特例措置により凍結した支給月数分
（0.20月分）は下げ分の一部に充当 〕

（4）超過勤務手当

- ・労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に上げ

・ 実施時期

公布日の属する月の翌月の初日（（4）は平成22年4月1日）

〔 年間給与で公務と民間の均衡を図る観点から、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を12月期の期末手当で調整 〕